

# 法定合併協議会における協議内容

広報10月号で「法定合併協議会」についてお知らせしましたが、この法定合併協議会でのように協議が行われるのかお知らせします。

## 協議会の委員

法定合併協議会の委員は、皆野町長と秩父市長、皆野町と秩父市の議会の議員・職員、学識経験を有する者から選任されます。

## 協議会での協議事項

### ①協定項目の協議

合併にあたっては、基本的にすべての事務事業についてすり合わせを行うこととなります。しかし、事務事業の数が膨大になることから、法定合併協議会では、特に住民生活に関わる重要な項目を「協定項目」として選定し、調整・協議を行います。その結果を「合併協定書」にまとめます。

### ②新市基本計画の作成

合併後のまちづくりの将来像を示し、その実現のために取り組む主要事業や行政サービスおよび財政計画について定めた「新市基本計画」を作成します。



## 協定項目の調整・協議

皆野町と秩父市が実施している事務事業については、サービス内容や負担水準が異なるものがあります。皆野町と秩父市が合併する場合、住民生活に及ぼす影響などについて検討を行い、異なっている内容を統一する必要があります。

法定合併協議会では、原則として次の方針に基づいて協定項目の調整・協議を行うこととなります。

### ○基本方針

- ①税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、負担公平の原則に立ち不公平感を与えないように努める。
- ②住民サービスや住民福祉の向上に努めるものとするが、健全な財政運営を考慮して調整する。

### ○調整区分

区 分	調 整 内 容	調 整 時 期
存 続	皆野町と秩父市で同一のため現行のまま新市に引継ぐ	
統 合	皆野町か秩父市のどちらかに統合する	合併時／合併後
再 編	皆野町か秩父市のどちらかを基本に再編する	合併時／合併後
廃 止	廃止する	合併時／合併後
そ の 他	新市に移行後、調整する。(経過措置をとる場合を含む)	合併後

### ■秩父市・皆野町合併研究会を設置しました

法定合併協議会設置に向けて、合併に関する基本的問題などについて調査研究するため、両市町の議員、職員による「秩父市・皆野町合併研究会」を設置し、12月19日(金)に第1回研究会を開催しました。